

# 寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

- No. 1 **児童館の認定こども園への移行について**  
子育て支援課
- No. 2 **おもだかの里の進捗と今後の展望について**  
都市計画課
- No. 3 **三中生の通学路について**  
農林課、建設課、教育総務課
- No. 4 **県道20号線の横断歩道の設置について**  
生活環境課、建設課、教育総務課
- No. 5 **学生の携帯電話の所持について**  
学校教育課
- No. 6 **地域の交流について**  
生涯学習課
- No. 7 **落合橋下の河川敷の活用について**  
建設課、文化スポーツ課、農林課
- No. 8 **豪雨時における治水対策について**  
農林課、建設課
- No. 9 **最上川舟運について**  
生涯学習課、文化スポーツ課

# 寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

No.	1	標 題	児童館の認定こども園への移行について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市内の児童館は、令和4年4月で寺津のみとなります。6月の一般質問でもあったように、今後の寺津地区において若者の定住対策は大変重要な課題であり、中でも、より子育てをしやすい環境の整備が急務です。そこで、寺津児童館の認定こども園への移行を進めてほしいと思います。おもだかの里ができ、子どもが増えることはほぼ確実です。現在、寺津児童館は、60名定員に対し、入所者は年長8名、年中2名、年少9名の計19名です。入所者を増やすためにも、ぜひ、早急にお願ひします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>認定こども園は、児童館と異なり、0歳児から2歳児までの保育も可能となるため、対象年齢が拡大されますが、施設を効率的に運営していくためには、年齢ごとに一定の児童数の確保が必要となります。</p> <p>また、認定こども園の運営主体については、民間の事業者を予定しているため、安定した事業経営が見込める計画が必要とされます。</p> <p>今後の寺津児童館については、市全体の保育需要と児童館や他の市立保育園のあり方、民間事業者による認定こども園の整備など、さまざまな課題を整理した上で慎重に検討していく必要があると考えていますので、御理解をお願いいたします。</p>			

No.	2	標 題	おもだかの里の進捗と今後の展望について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>おもだかの里の現在の進行状況と、当初検討していた寺津小学校南側の住宅団地整備は頓挫しましたが、寺津地域における住宅団地整備の今後の予定について教えてください。</p> <p>また、先日、寺津小学校と交通安全協会、天童警察署、山形県警、市の担当者の立会いの下、おもだかの里の東側の県道の確認を行ったところ、側溝とおもだかの里の造成地までの幅が約1メートルあり、スピードを出す車や大型の車が側溝のふたの上を通るため、ふたの破損が増えガタガタする状況でした。新たにおもだかの里に居住した人たちの騒音や交通事故を防ぎ、安全・安心な生活にするため、スピードを制限するオレンジ色のポールを設置するなどの対策を早急をお願いしたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>“おもだかの里”天童寺津については、空き家の土地を活用して5区画の分譲地整備を行い、申込初日に5区画全ての申込みがありました。土地の売買契約が成立したのは現在のところ3区画となっております。残りの2区画についても、ハウスメーカーを中心にPRを行うほか、9月15日号の市報にも掲載を行い、早期分</p>			

## 寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

譲に結び付けていきたいと考えております。

今後の住宅団地の整備については、今回の分譲地の整備中にも、地域の方から住宅供給公社による造成について要望をいただいているところですが、これまでの経過や今後の販売状況などを精査し、検討していきたいと考えています。

また、団地東側の道路については、道路管理者（山形県）においてドットラインやラバーポール（オレンジ色）の設置などの安全対策を9月中旬までに実施しました。

No.	3	標 題	天童三中の通学路について
所管課等		農林課、建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>先日、寺津に住んでいる天童三中の1年生の生徒が、下校中、通学路となっている天童三中の西側の田んぼ道で田んぼに落ちて軽い怪我をしました。現場を確認したところ、ガードレールやラインなどはなく、道路から少しずれれば、大人でも田んぼの法面に落ちてしまいそうな道でした。</p> <p>通学路には、ガードレールを付けたり、ラインを引くなど、子どもの目線での安全対策が必要だと思います。近くにライスセンターもあり、大型の輸送車の通行もありますので、事故の無いよう対策をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>この通学路（天童三中の北門から西側に向かう市道矢野目北線及び農道）については、市道天童蔵増線の道路幅が狭く登校時間帯の交通量も多いことから、田畑を通る方が安全であるため、寺津地区及び蔵増地区生徒の通学路に指定されています。</p> <p>通学路については、毎年、市、教育委員会、学校、道路管理者及び警察署等が集まり、学校等から報告のあった危険箇所を点検し、必要な安全対策を行っています。今回の通学路についても、今後合同点検を実施の上、安全対策を検討していきます。</p> <p>また、今回の件は、自転車の車輪に制服のスカートが絡まり転倒したものですが、今後、学校で安全な自転車の乗り方を指導していくほか、スラックスや体育着での登校など服装も含め柔軟に検討していきたいと考えています。</p>			

No.	4	標 題	県道20号線の横断歩道の設置について
所管課等		生活環境課、建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>県道20号線と願正壇からの丁字路に横断歩道の設置を要望します。寺津小学校の児童と天童三中の生徒が通学する際に、この丁字路を横断します。この丁字路から少し南に横断歩道がありますが、この横断歩道を渡ったとしても、丁字路は横断しなければなりません。</p> <p>千葉県八街市での事故のことも考えると、児童の安全な登下校のために、親を代表して、この丁字路の県道側もしくは市道側に横断歩道の設置をお願いしたいです。</p>			

## 寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

なお、この丁字路については、天童地区交通安全協会寺津支部と警察や市が、毎年安全点検を行い横断歩道の設置をお願いしていますが、この丁字路の少し南側に横断歩道があることや北側にカーブがあり見通しが悪いことなど、要件に課題があり設置が難しい状況と言われますので、カーブに、「横断歩道あり」などの注意喚起をしていただければと思います。

### <回答及び対応状況>

市から天童警察署へ横断歩道設置についてお願いしたところ、天童警察署から県公安委員会へ今回の要望を伝えるとのことでした。今後、県公安委員会において横断する人数や車の交通量などを検証しながら検討を行うとのことでした。

横断歩道の設置以外にも何か有効な安全対策がないか、警察や道路管理者、学校、地域の関係者などで検討していきたいと考えています。

また、天童三中の生徒がこの交差点を横断する際は、手を上げて横断する意思を示し、車が停まったのを確認してから横断するルールをしっかりと遵守するよう、学校を通して指導していきます。さらに、地域の皆様と立哨や巡回などを行い、ドライバーへの注意喚起を促し、交通安全の推進に努めていきます。

No.	5	標 題	学生の携帯電話の所持について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>本県に大きな被害をもたらした令和2年7月の豪雨では、天童三中から保護者にE-Mailでお知らせいただいたことにより、通学路の冠水で下校できない状況を把握し、躊躇なく迎えに行き、生徒の安全を確保することができました。全国各地で水害や地震等の災害が頻発する中で、登下校時の安全確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>大阪府教育委員会では、登下校中の児童・生徒の安全・安心のため、携帯電話の持ち込みを「全面禁止」から「一部解除」へと変更し、携帯電話の取扱いに関するガイドラインを示しました。また、文部科学省では令和2年7月に「学校における携帯電話の取扱いについて（通知）」を発出し、登下校時の安全確保のためには、一定の条件のもと携帯電話の持ち込みを例外的に認めることを示しています。</p> <p>そこで、登下校中の生徒の安全・安心のため、携帯電話の所持について検討するよう山形県教育委員会に働き掛けいただくとともに、他市町村に先駆けて本市で前向きな検討をお願いしたいです。</p>			
<p>&lt;回答及び対応状況&gt;</p> <p>携帯電話を学校へ持ち込むことについては、以前「学校の教育活動に直接必要のないものであることから原則禁止で個別のやむを得ない事情による例外的な持ち込みを認める」とされていたものが、令和2年7月の文部科学省通知等で「学校の教育活動に直接関係のないものであることから原則禁止とすべきであるとしつつも個別のやむを得ない事情による例外的な持ち込みや必要な環境や措置が講じられているなどの一定の条件を満たしている場合は教育委員会を単位として持ち込みを認め</p>			

# 寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

る」とされました。

この通知を受け、本市の教育委員会で市内小中学校における携帯電話の取扱について検討し、令和2年9月に、それまでに引き続き原則禁止としたところです。文部科学省でいう「一定の条件」とは、「生徒と保護者が合意したルール作りを行うことや、紛失などのトラブル発生時の責任の所在を明確にすること、正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること等、学校の教育活動に支障がないようにすること」です。つまり、携帯電話の持込を保護者みんなが合意しているので許可してくださいという話し合いや、また、壊れたり失くしたりした場合の補償、フィルタリングなどの条件も整わなければならないと思います。生徒たちの間でもある程度ルールは守られていると思いますが、現段階の判断としては、課題は残されており、一斉に許可した場合はトラブル等も予想されることから、これまでと同様に原則禁止とした上で、引き続き検討していきます。

ただし、通院などのため携帯を持たせ学校で預かるなど、個別の状況によっては各学校で許可していますので、御理解をお願いします。

No.	6	標 題	地域の交流について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昔と比べ、地域が活発になる策がだんだん無くなってきているように思います。地域での交流が無く、地域の仕事も1年で終わればいいとか引き継ぐ人がいないなど活動しづらく、地域が活性しないと考えられます。例えば、地域の歴史ある建物を掘り起こして看板を立てたり、子どもたちが喜ぶ地域の行事なども子どもたちの思い出にも残り、地域への愛着が沸いていいと思います。地域を大切にし、地域の活発な活動があればいいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市の将来の都市像「笑顔にぎわい しあわせ実感 健康都市 ～ともに明日をひらく てんどう～」にもあるように、市民と行政が一体となった協働のまちづくりという観点から、地域の自治組織や団体の地域活動について、市立公民館を中心に地域コミュニティの活性化に向けた支援をしていきたいと考えていますので、地域の皆様の御協力をお願いします。</p> <p>昔は、米やお風呂がなく地域で助け合うなどつながりも強かったところが、今は、そのようなことがなくても生きていくことができたり、60歳を過ぎても仕事を続けたり家族の介護で忙しい人が増えているなど様々な社会的な要因もあり、以前に比べ地域活動が難しい点もあると思います。</p> <p>小中学生たちにも、私たちの生活と地域とのつながりについてメッセージを送り、市立公民館を中心とした地域活動を盛り上げながら、天童市に生まれ育ち、未来を担う子どもたちを育てていきたいと思っています。</p>			

# 寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

No.	7	標 題	落合橋下の河川敷の活用について
所管課等		建設課、文化スポーツ課、農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、落合橋の河川敷は活用されず、木々が生い茂っていますが、ここを活用し、誰でも使える多目的運動広場を設置してはいかがでしょうか。サッカー場一面分位あれば、地域住民や市民がグラウンドゴルフをはじめ様々なスポーツに親しみながら健康づくりができると思います。</p> <p>また、寺津に埋蔵してある天然ガスを用いたガス灯や、寺津沼に生息している天然のメダカ等の貴重な生き物を観察できるビオトープを併設してはどうでしょうか。話題のスポットになれば地区外からも人が多く訪れ、寺津を知ってもらえるいい機会になると思います。</p> <p>また、須川に架かる農業用水専用の三郷堰水管橋部分（占有地）は、三郷堰土地改良区で年3回程度の草刈りと除草剤散布などにより維持管理していますが、周辺の河川敷地は草木が生い茂り、樹木も大木になりつつあります。防犯や地域環境保全の上でも、管理をして地域の憩いの場となればと考えます。一級河川のため国土交通省山形河川国道事務所との協議になると思いますが、天童市の行政区域である須川河川敷の有効活用を検討いただきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>落合橋下の河川敷については、須川河川改修事業時に地域住民の管理による多目的広場の設置が検討されましたが、地域での管理が難しいとのことから断念した経過があります。また、河川敷は引き堤整備事業で生じたものであり、何年かに一度は冠水するおそれもあります。冠水すると、ゴミ・泥の処理、消毒等の復旧作業に最低数百万円の費用が見込まれることから、スポーツ施設等の整備は難しいと考えています。</p> <p>河川敷の支障木の伐採や除草等の河川環境の整備が、地域の河川環境美化や地域活動の場の創出につながると考えており、本市の重要事業要望及び5市5町で構成する最上川上流村山地区改修期成同盟会において、寺津地区の活性化を図るための須川の環境整備の促進を国土交通省に要望しています。今後も、実現に向けて引き続き要望を行っていきたいと考えていますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	8	標 題	豪雨時における治水対策について
所管課等		農林課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和2年7月の豪雨災害により、三郷堰中山揚水機が被災しました。須川も増水し、寺津にある須川樋門が逆流防止のため閉門され、都川や関川の内水により寺津地内で床下浸水が発生しました。</p> <p>これから造成が予定されている（仮称）天童スマートインターチェンジ工事において、道路排水や排水系統の変更などにより、都川に更なる増水が予想されます。ハザードマップでは、寺津地域の避難先は高橋で、都川と並行する県道中山長岡線</p>			

## 寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年8月3日開催

を通過して避難するため危険が伴います。寺津地域で浸水被害が無いよう、都川の治水対策をお願いします。

三郷堰土地改良区に関連する「特定非営利活動法人みさと田園空間クリエイターズ」では、田んぼに水を一時的に溜めることにより水の流下を遅らせる田んぼダムを実施しています。治水ダムなどの造成に比べ、費用も安く早く実施できますが、当改良区内だけでは効果が薄いため、上流側である市全域で田んぼダムに取り組んでいただけるよう市として推進を図っていただきたいです。

### <回答及び対応状況>

三郷堰の中山揚水所は、令和2年7月の豪雨により大変な被害を受けました。

(仮称)天童南スマートインターチェンジの新設に伴い、雨水排水量の増加が想定されますので、本年度、調査を実施する予定です。

都川は、護岸工事の目途がついたことから、令和2年度から支障木の伐採や河道内の堆積した土砂を取り除く工事を進めており、今後も引き続き、定期的な河川の維持管理を進めていきます。また、この豪雨の被害を検証し、寺津地域の浸水被害の軽減に繋がる対策について調査・検討を進めています。今後も、寺津地域の水害対策について、地域の皆様と一緒に考えていきたいと思えます。

田んぼダムについては、国でも、令和7年度までに取組面積を現在の3倍以上とする目標を掲げ、多面的機能支払交付金の加算をしています。市では、令和3年2月に、各団体に田んぼダムの取組に係る交付金の加算措置について説明会を開催しました。地域により、排水柵が設置されていないところもありますが、流域治水のため広域的な取組が重要ですので、引き続き、活動組織に対して啓発活動と支援を行い、市内の水田貯留機能強化の推進を図っていきます。

No.	9	標 題	最上川舟運について
所管課等		生涯学習課、文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>寺津地域は、最上川舟運の時代の船着き場ではなく幕府公認の河岸です。昔は、あおそという植物から糸を紡ぎ、草履や最上川舟運時代に京都の公家の浴衣の材料にもなっていました。寺津地域の最上川舟運の歴史は、地域に誇りを持ち、地域の交流を深めるためにも、天童市の財産ということを伝えたいです。</p> <p>令和元年には、寺津地域で寺津温知会という会を結成し、寺津の歴史の勉強を深めています。</p>			
<p>&lt;回答及び対応状況&gt;</p> <p>あおそについては、紅花と並ぶ大事な公益のものと以前から聞いていましたが、改めて寺津地域の歴史の深さを知りました。ぜひこれら寺津地域の歴史を生かして子どもたちも含めて地域の誇りを育てていただきたいと思えます。</p>			